

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 6 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	東松島市防災集団移転促進事業(事業費)	事業番号	D-23-2
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	32,262,584(千円)		全体事業費	35,080,450(千円)	

事業概要

本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱である集団移転事業について、下記のとおり事業を実施する。

被災地：移転促進区域内の宅地・農地等の買取り

移転地：移転先の用地取得

野蒜地区(107ha) → 野蒜北部丘陵地区(90ha) ※移転地は復興土地区画整理事業で造成

大曲浜・浜須賀地区(59ha) → 東矢本地区(22ha) ※移転地は復興土地区画整理事業で造成

立沼地区(16ha) → 矢本西地区(6.2ha)

牛網・浜市地区(37ha) → 牛網地区(3.7ha) ※被災地北部への移転

宮戸地区(11ha) → 宮戸地区(7.3ha) ※被災地背後高台への移転

※集団移転促進事業計画変更：平成 24 年 11 月 16 日

(事業間流用による経費の変更)(平成 27 年 1 月 23 日)

H27 年度住宅建設等助成および移転費助成として、D-4-3 災害公営住宅整備事業(小野駅前土地区画整理地内)より 114,543 千円(国費：100,225 千円)、D-4-9 災害公営住宅整備事業(宮戸地区)より 227,900 千円(国費：199,412 千円)、D-17-1 野蒜北部丘陵地区都市再生事業計画作成事業より 343,277 千円(国費：300,367 千円)、D-21-6 下水道事業(汚水)より 139,795 千円(国費：122,320 千円)、D-21-2 下水道事業(汚水)より 9,588 千円(国費：8,389 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 31,404,042 千円(国費：27,478,536 千円)から 32,239,145 千円(国費：28,209,249 千円)に増額。

当面の事業概要

<これまでの配分内容>

全体事業費は 35,080,450 千円で、前回までに 32,239,145 千円(91.9%)を配分済み。
(うち流用額：835,103 千円)

※内訳は下記のとおり。

【1号経費】住宅団地用地取得及び造成(86.5%)

⇒計画事業費 7,013,756 千円/配分額 6,066,028 千円

【2号経費】住宅建設助成(53.7%)

⇒計画事業費 3,183,480 千円(717 区画分)/配分額 1,709,400 千円(439 区画分)
(うち流用額：541,680 千円)

【3号経費】公共施設整備(100%)

⇒計画事業費/配分額 1,708,650 千円

【4号経費】宅地及び農地等の買取り(100%)

⇒計画事業費/配分額 22,100,424 千円

【5号経費】農林水産業基盤等整備(100%)

⇒計画事業費/配分額 50,000 千円

【6号経費】移転費助成(59.0%)

⇒計画事業費 1,024,140 千円(1,313 戸分)/配分額 604,643 千円(898 戸分)
(うち流用額：293,423 千円)

<今回の要望内容>

【2号経費】住宅建設助成

⇒未配分額 1,474,080 千円のうち、858,542 千円を要望

⇒平成 28 年 5 月・9 月・11 月に引渡しとなる野蒜北部丘陵地区集団移転団地 278 区画
(要望額は 241 区画 (1,101,370 千円) から執行残 (242,828 千円) を減額)

東日本大震災の被害との関係

今次津波で甚大な被害を受けた東松島市の沿岸部の市街地・集落の住居の集団移転を推進するものである。

野蒜地区：被災戸数 2,060 戸と本市で最も大きな被災を受け、地区内の小中学校をはじめ集会施設等の公共・公益施設も壊滅している。また、本市主要の交通である JR 仙石線も被災し、不通となっている。そのため、早期の住宅移転、公共施設整備、JR の復旧等が必要であり、移転先の北部丘陵地については UR 都市再生機構の支援による土地区画整理事業による事業推進を計画している。既に実施済みの二度の個別意向調査、地元説明会を踏まえた被災者意向把握により事業計画としている。

大曲浜地区：大曲海岸沿いの既成市街地のため、壊滅的な被害状況である。多くの人的被害となったことから、地権者の結束が強く被災当初から集団移転による独自の取り組みを行っている。そのため、既に実施済みの二度の個別意向調査においても集団移転への意向が多数を占めており、その意向を踏まえた事業計画としている。

浜須賀地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。移転先は大曲浜地区と合わせ東矢本地区への移転を進める。

立沼地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。移転先は既存コミュニティの維持を強く求めており、それが可能となる西矢本地区への移転を進める。

牛網・浜市地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び鳴瀬川の破堤により被害が拡大した地区である。移転先は既存コミュニティの維持を強く求めており、それが可能となる被災地の北側（津波シュミレーションにより浸水無の区域）への移転を進める。

宮戸地区：海岸部の漁業集落（月浜・大浜・室浜）が壊滅的な被害を受けた。浜単位でのコミュニティが確立されており、浜単位での背後高台移転を推進する。地形的に多重防御が不可能であり、生計の主体である漁業の再生と一体となった高台に住居、従前地に漁業施設を整備する職住分離の移転復興を推進する計画である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	道路事業 東名・新東名線整備事業	事業番号	D-1-3
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	1,106,000 (千円)		全体事業費	1,362,000 (千円)	
事業概要					
道路事業 整備延長 L=1,300m 幅員(W=9.25~13.00m) 高さ(TP=0.1~5.1m)					
① 業の目的・内容 東日本大震災による大津波により、多くの人命が失われ、その要因として避難中の交通渋滞があったことから、複数ルートの避難道路整備を行い、緊急時の交通渋滞の解消を図るもの。 本路線については、十分な車道幅員の確保及び歩道整備はもちろんのこと、本市復興まちづくり計画により東名漁港と新東名地区及び野蒜北部丘陵地区間の避難道路の整備を実施するもの。					
② これまでの配分内容、事業の進捗状況 配分済事業費 554 百万円 内訳 測量設計費 72 百万円 用地費及び補償費 140 百万円 工事費 342 百万円 ・ 前回までに測量設計費 72 百万円、用地費及び補償費として 140 百万円、工事費 342 百万円を配分済み。 ・ 全体工程は別紙のとおり ・ 現在は本工事を H27,5 月より実施しているところ。					
③ 今回の要望内容 ・ 今回の申請では、平成 28 年 8 月頃より着手予定の改良工事、橋梁工事、県道改良工事の工事費として 552 百万円を要望するもの。 ・ 積算内訳は別紙のとおり。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査測量及び設計 L=1,300m					
<平成 25 年度> 用地買収・補償					
<平成 26~29 年度> 本工事					
東日本大震災の被害との関係					

東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。
当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は東名漁港と県道奥松島・松島公園線を経由し新東名地区の市街地を結ぶ道路である。

【東名地区死者・行方不明者 177 名】

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

【東名漁港災害復旧事業】 当地区の特産品である牡蠣の水揚げの主要漁港である東名漁港の施設及び牡蠣の共同処理施設の災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	54	事業名	道路事業 台前・亀岡線整備事業	事業番号	D-1-4
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	1,040,000 (千円)		全体事業費	1,261,000 (千円)	
事業概要					
道路事業 整備延長(L=1,200m)、幅員W=(10.5~13.0m)、高さ(TP=1.5~6.9m)					
① 事業の目的・内容 東日本大震災による大津波により、多くの人命が失われ、その要因として避難中の交通渋滞があったことから、避難道路の整備を行い、緊急時の交通渋滞の解消を図るもの。 本路線については、十分な車道幅員の確保及び歩道整備はもちろんのこと、本市復興まちづくり計画により野蒜海岸と野蒜北部丘陵地区間の避難道路の整備を実施するもの。					
② これまでの配分内容、事業の進捗状況 配分済事業費 647 百万円 内訳 測量設計費 55 百万円 用地費及び補償費 240 百万円 本工事費 352 百万円 ・前回までに測量設計費 55 百万円、用地費及び補償費 240 百万円、改良工事費及び P1 橋脚工事費 352 百万円を配分済み。 ・全体工程は別紙のとおり ・これまでに詳細設計を完了し、現在は本工事に係る関係機関(県道:宮城県、用地:林野庁)との協議を実施しているところ。 ・現在、本工事を H27 年 10 月から着手。					
③ 今回の要望内容 ・今回の申請では、平成 28 年 9 月頃から着手を予定の県道交差点工事費及び A1, A2 橋台工事費 393 百万を要望するもの。 ・積算内訳は別紙のとおり。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
<平成 24 年度> 調査測量及び設計 L=1,200m					
<平成 26~28 年度> 用地買収・補償					

<平成 27～30 年度>

本工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。

当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は防災集団移転事業による移転先の野蒜北部丘陵地から県道奥松島松島公園線（州崎海岸）を結ぶ道路である。

【野蒜地区死者・行方不明者 493 名】

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

【洲崎海岸災害復旧事業（県）】

県管理の洲崎海岸堤防（一時防潮堤）の災害復旧（嵩上げ）事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	118	事業名	災害公営住宅整備事業 (柳の目西・野蒜高台西地区)	事業番号	D-4-14
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	0 (千円)		全体事業費	3,562,697 (千円)	

事業概要

東日本震災により住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、当初の整備計画 1,010 戸に追加して災害公営住宅の整備・供給を促進するもの。

当該災害公営住宅の整備にあたっては、被災者への早期の供給開始を目指し、民間事業者による事業提案募集を行い、完成後に市が建物等を買取する方式の採用を予定する。

なお、民間活力の導入による事業提案は、「東松島市復興まちづくり計画」の基本方針に基づいた提案、「住みやすさ」「環境」「高齢者」「生活の自立」等に独自の設計ノウハウ等を取り入れた住宅整備、工期短縮による早期の住宅の供給等が期待され、被災者の生活環境の向上を図るとともに早期の生活再建に資するものである。

【整備の概要】

対象予定地域：柳の目西地区・野蒜高台西地区

整備予定面積：33055.43 m²

整備予定概算：3,562,697 千円 (用地取得費含む)

整備予定戸数：柳の目西地区 100 戸・野蒜高台西地区 21 戸 (戸建住宅・2 戸 1 住宅)

整備予定手法：買取方式

その他：入居需要がない室浜地区 (D-4-9) 及び小野駅前南地区 (D-4-10) において未着手であった 9 戸分を上記対象予定地域へ整備する。

『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画 P 20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 28~29 年度>

- ・事業詳細の調整 (基本計画等)
- ・設計 (造成)
- ・基本設計、実施設計 (建築)
- ・事業提案募集
- ・開発許可等許認可申請
- ・建築確認等許認可手続き
- ・基本協定の締結
- ・造成工事着手

<平成 30 年度>

- ・建築工事
- ・建築物件の完成
- ・完成検査
- ・仮契約 (買取譲渡契約)
- ・議会承認
- ・引き渡し (建物)
- ・平成 31 年 3 月入居開始予定

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊 (流失) した住家は 5,515 棟あり、市内では約 3,000 戸の応急仮設住宅等が供与された。

平成 25 年 2 月から市沿岸部の津波防災区域及び津波防災区域外に居住していた世帯への意向登録調査を実施し、災害公営住宅への入居意向の確認を行うことで 1,010 戸の災害公営住宅の整備を計画してきたが、担当課での窓口相談や入居募集、平成 27 年 6 月に実施した生活再建意向調査等において、災害公営住宅への入居希望者数がいまだ残存しており、1,010 戸の整備計画戸数を超える必要があることが明らかとなった。

時間の経過に伴う被災者の生活事情の変化や応急仮設住宅・みなし仮設住宅の終期が検討される中において、自力での住宅再建が困難な被災者に対する恒久的住宅の確保は喫緊の課題であり、早期の災害公営住宅の追加整備が必要となる。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	